

第 7 6 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 9 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園条例の一部を改正する条例
足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 4 条の 8 第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、公園施設の設置又は管理の許可を受ける者を公募により決
定した場合の使用料は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 2 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公園施設の設置者から徴収する使用料を改める必要があるので、この
条例案を提出いたします。